

保護者 様

船橋市立前原中学校長

気象情報で警報等が出ている場合の児童生徒の登校について（再周知）

日頃から本校の教育活動にご理解ご協力いただきありがとうございます。

さて、令和元年に千葉県を直撃した度重なる台風や大雨発生時の教訓を踏まえ、令和2年7月から気象情報で警報等が出ている場合の登校について、下記のとおり船橋市教育委員会で基本方針を策定しています。

つきましては、各ご家庭で情報を確認の上、登校の判断をしてください。

記

1 対応の基本方針

(1) 船橋市又は千葉県北西部の気象庁予報において、午前6時の時点で警報が発表されている場合は自宅待機をお願いします。

(2) 午前7時の時点で警報が発表されている場合は臨時休業とします。警報が解除されている場合は通常どおりの登校とします。ただし、家庭内で安全を考慮し、登校時間を遅らせる等の判断をした場合については、遅刻扱いとはいたしません。

なお、警報が解除されている場合は、通常どおりの登校としますが、学区の状況によって学校独自の対応をとる可能性があります。学校独自の対応をとる場合には、学校メールでお知らせします。

※市ホームページでも警報に伴う休業基準を掲載しています。右コードからご覧ください。



2 警報の確認方法

- ・気象情報については、テレビ等のメディア、スマートフォン等の端末、インターネットで保護者が確認してください（学校からのメール配信はなし）。

※次の方法で、情報を確認することもできます。

①ふなばし情報メール (t-funabashi@sg-p.jp)



に直接空メールを送信し

登録する。

②船橋市公式アプリ「ふなっぷ」を船橋市ホームページからダウンロードし、防災サイトにアクセスする。



3 給食について

- ・臨時休業になった場合は、給食費の返金はいたしません。
- ・交通機関の停止などの影響で食材が届かない場合は、献立内容が変更となることもあります。

警報等発令時の学校対応表

令和2年7月28日

気象庁予報	【対応の基本方針】 ・船橋市または千葉県北西部の気象庁の予報で判断し、市内共通して臨時休業などの対応を行う ・この対応にそって、保護者が判断する(当日のメール配信はなし) 【事前対応】 ・学校は地域の危険個所等の実状把握、児童・生徒への指導、 保護者への周知を徹底する 【前日(週明け)などに悪天候が予想される】 ・児童・生徒への指導、 再度、保護者へ対応のメール配信等を行う (朝の練習などの活動中止を含める)
特別警報(波浪・高潮除く)	
各種警報	
雷注意報	
竜巻注意情報	
各種注意報	

時間	気象庁予報	教育委員会の対応	学校の対応	家庭(児童・生徒)の対応
在宅時 船橋市 又は 千葉県北西部の気象予報で判断	特別警報(波浪・高潮除く)	午前7時で警報発令	→「臨時休業」※メール配信はなし	6時の時点で警報が出ていたら → 自宅待機
	暴風警報 暴風雪警報 大雪警報 大雨警報 洪水警報	午前7時で警報等が解除されている場合 (ただし、学区の状況によっては校長の判断で、対応する。対応はメール配信する) ※保護者の判断で遅刻・欠席可	→「通常通り」※メール配信はなし ↓	7時の時点で警報の有無を確認 有 → 臨時休業 無 → 通常通り 保護者の判断で遅刻・欠席可
	雷注意報 竜巻注意情報	通常通り	通常通り	保護者の判断で遅刻・欠席可
	その他注意報	通常通り	通常通り	通常通り
在校時	特別警報(波浪・高潮除く) その他警報・注意報	必要に応じて学校への情報提供	中学校区の校長で協議し判断 状況や対応等、メール配信にて各家庭に連絡 避難所開設等の可能性あり	引き渡しによる下校・学校に避難等 状況の変化に備える
下校時	特別警報(波浪・高潮除く) その他警報・注意報	必要に応じて学校への情報提供	中学校区の校長で協議し判断 状況や対応等、メール配信にて各家庭に連絡 安全が確保されるまで帰宅させないこと 避難所開設等の可能性あり	引き渡しによる下校・学校に避難等 状況の変化に備える

給食	臨時休業の場合の給食費は返金しない 交通機関の停止などで食材が届かない場合は、提示した献立とは代わる可能性がある
----	---